

『「ちばSSKプロジェクト」協定締結店』ステッカーの交付に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、『商業者等の高齢者福祉に特化した地域貢献（「ちばSSKプロジェクト」等）に関するガイドライン』（以下、「ガイドライン」という。）に基づく協定を締結した商業者等（以下、「協定締結商業者等」という。）に協定締結ステッカーを交付する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(協定締結ステッカーの交付)

第2条 協定締結商業者等は、『「ちばSSKプロジェクト」協定締結店』のステッカーの交付を希望する場合、県に、別記様式第1号により交付申請することができる。

- 2 県は、交付申請の内容が適当と認めた場合、協定締結ステッカー（別記第2号様式）を交付する。
- 3 協定締結商業者等は、協定締結ステッカーの使用に関し、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。
 - (1) 見守り等を実施する店舗等の一般の住民の目につく位置に掲示すること。
 - (2) 協定締結ステッカーの複製や内容の変更及び他人に譲渡・貸与するなどの行為をしてはならないこと。
 - (3) ステッカーの使用を中止したときは、速やかに県に返却すること。

附則

(施行期日)

この要領は、平成29年1月26日から施行する。

『「ちばSSKプロジェクト」協定締結店』ステッカー交付申請書

年 月 日

千葉県健康福祉部高齢者福祉課長 様

(申込者の所在地)

(氏名又は名称及び代表者職氏名)

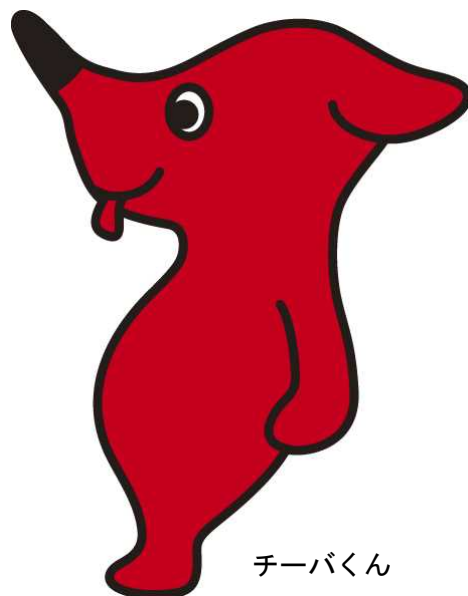
『「ちばSSKプロジェクト」協定締結店』ステッカーの交付に関する要領に基づき、下記のとおり協定締結ステッカーの交付を申請します。

| | | |
|----------------|---------|-----|
| 掲 示 場 所 | (所在地) | |
| | (店舗名等) | |
| | (掲示場所) | |
| 担 当 者 (連絡先) | 住所 〒 | |
| | 部署／担当者 | |
| | TEL | FAX |
| | E-mail | |

高齢者孤立化防止活動

ちば **SSK**
しない、させない、孤立化!
プロジェクト

協定締結店



千葉県

チーバくん